

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

#### 静岡県教育委員会規則第15号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第14号の2様式（裏）中「就業手当に相当する退職手当等」を「就業手当に相当する退職手当」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第20条関係）

（表）

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名				受給資格証番号									
	移転前の住所又は居所													
	移転後の住所又は居所													
② 就職先の事業所	所 在 地													
	名 称													
③ 就職決定年月日	年 月 日		※雇用期間											
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地													
	名 称													
⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地													
	名 称													
⑥ 受講指示年月日	年 月 日		⑦ 受講開始年月日	年 月 日										
⑧ 受講終了予定年月日	年 月 日		⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日										
⑩ 乗車(船)の場所(出発空港)			⑪ 下車(船)の場所(到着空港)											
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	※ 鉄 道 賃				※船賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	
本 人				キロメートル	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円			円	
家 族														
※合 計										キロメートル	円	円	円	
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額			円		※差引支給額			円						
静岡県市町立学校教員の退職手当に関する規則第20条第1項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 静岡県教育委員会 様														
												申請者氏名	㊟	

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1カ月以内に、原則として県教育委員会に提出すること。
- 2 この支給申請書には、受給資格証を添えて県教育委員会に提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の静岡縣市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の静岡縣市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。